

日本も「出国税」を検討へ

新聞報道によりますと、政府税制調査会は10月21日の会合で、富裕層が日本の非居住者となり、キャピタルゲイン非課税国で株式などを売却し、譲渡益への課税を免れるのを防ぐため、株式などの含み益について出国時に課税する「出国税」構想の施行を話しあったそうです。

OECD 租税委員会が今年9月に公表した BEPS(税源浸食と利益移転)行動計画第1弾では、租税条約の濫用防止を検討課題に掲げていました。いよいよ日本でも出国時に売却が実現していない株式の含み益に対する譲渡所得課税の特例を“租税回避防止措置”と銘打ち、海外へ移住する富裕層の資産移転に歯止めをかけようとしています。

そもそも租税条約では、株式等のキャピタルゲインに関しては、売却した者が居住している国に課税権があるとされています。このため、日本の富裕層がシンガポールやスイスなどの国々へ相次いで移住し現地で株式等を売却してしまった場合には、日本では課税権がありません。通常は、日本の居住者が株式等を売却する場合には、国税と地方税を合わせた20.315%(復興特別所得税を含む)が課税されますが、シンガポールなど“キャピタルゲイン非課税国”へ移住し現地で売却する場合には、合法的に100%非課税となるのです。

■増えるNZ、シンガポール、香港、スイスへの永住

外務省の統計によると、平成25年10月1日時点での、日本からニュージーランド(NZ)、シンガポール、香港、スイスへの永住者となった邦人は1万7166人。もちろん、タックスヘイブンなどの税制のある他の国への永住ということも合わせれば、もっと数は多くなると思われれます。

■出国税の課税対象

キャピタルゲインに課税する出国税は、売買が実際に行われる前に租税条約の特例として出国時に株式等の含み益に課税権を行使する仕組み。このような特例を導入して出国時に課税している国々には、オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、NZ、ノルウェー、オランダ、スペイン、スウェーデン、英国、米国。G7に限定すれば、実に日本以外の6カ国が導入済みなのです。

米国では2008年から、未実現のキャピタルゲインで、純資産200万ドル以上から国籍離脱、永住権放棄のタイミングで課税されています。カナダ、ドイツはいち早く1972年から非居住者になる者に対して出国時に課税されています。フランスでは2011年から、非居住者になる際の出国時に、80万ユーロ以上の金融資産か、1社につき50%を超える株式の場合に課税されます。

課税対象資産も各国で異なり、米国、フランスは一般的に富裕層以上に対するものなのに対し、カナダとイギリスは要件なし。ドイツの場合は、1社について1%を超える株式となっており、会社の時価総額規模によって条件が大きくぶれるものとなっています。

財務省は15年度税制改正の検討課題とする意向を示しています。しかし想定される制度では、金融資産以外の著作権などは対象としないで株式だけとなりそうで、対象となる国内の富裕層は100人程度にすぎないと予想されます。キャピタルゲインの評価方法の問題など出国税の制度設計もまだ見えてこない段階で、これは単なる富裕層の資産逃避への牽制ではないかという見方もあるようです。

